

福県医発第328号(地)

平成20年 5月 8日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり協力依頼がありましたのでご連絡いたします。

職場におけるウイルス性肝炎対策については、平成17年1月7日付け福産医発第125号「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」にてお知らせしておりますが、今般、厚生労働省において、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始されることから、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知が行われたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省の「新しい肝炎総合対策の推進」については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>) に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸
毛利康茂
会長 丸山 泉

(地Ⅱ18)

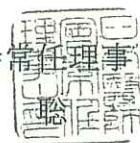
平成20年4月18日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会

今 村



労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より本職宛、その周知方について協力依頼がありました。

職場におけるウイルス性肝炎対策については、すでに日医発第973号（地Ⅱ151）平成16年12月21日付け「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」をもって、本会よりお知らせしておりますが、今般、厚生労働省では、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成費が開始される予定であることから、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととなりました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、産業医ならびに貴会会員等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省の「新しい肝炎総合対策の推進」については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>) に掲載されておりますので、ご参照ください。





事 務 連 絡

平成20年4月9日

社団法人日本医師会常任理事 今村 聡 先生

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」
の送付等について

労働基準行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「肝炎対策への協力について（要請）」（平成14年6月21日基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208004号、職発第1208004号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、別紙のとおり、都道府県労働局長、事業者団体の長、関係団体の長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行いました。

つきましては、産業保健活動に携わっておられる方々をはじめとする会員医師の皆様に対し、別紙につき周知等を図っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省の「新しい肝炎総合対策の推進」については厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>）に掲載されておりますのでご参照下さい。

基 発 第 0401026 号
平成 20 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について

肝炎対策については、「肝炎対策への協力について」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208002号、職発第1208002号）により通知しているところである。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、別紙のとおり、事業者団体の長、関係団体の長及び全国労働衛生団体連合会会長に対し、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を依頼したところである。

ついては、各局においても、以上の状況を踏まえ、関係団体に対し、下記事項について協力を要請されたい。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分な配慮をすること。

別紙

基発第 0401027 号
平成 20 年 4 月 1 日

別記事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「肝炎対策への協力について（要請）」（平成 14 年 6 月 21 日基発第 0621007 号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成 16 年 12 月 8 日付け基発第 1208003 号、職発第 1208003 号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成 20 年度より新たに B 型及び C 型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の 1 の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

別記 事業者団体の長 名簿

社団法人日本経済団体連合会会長 殿
東京商工会議所会頭 殿
日本商工会議所会頭 殿
全国中小企業団体中央会会長 殿
全国銀行協会会長 殿
社団法人全国地方銀行協会会長 殿
社団法人信託協会会長 殿
社団法人生命保険協会会長 殿
社団法人日本証券業協会会長 殿
社団法人日本損害保険協会会長 殿
政府関係法人連絡協議会専務理事 殿
社団法人日本在外企業協会会長 殿
石油連盟会長 殿
石油化学工業協会会長 殿
石油業経営者懇談会会長 殿
日本麻紡績協会会長 殿
日本ゴム工業会会長 殿
社団法人日本化学工業協会会長 殿
日本ソーダ工業会会長 殿
日本化学繊維協会会長 殿
社団法人日本ガス協会会長 殿
日本鉱業協会会長 殿
財団法人石炭エネルギーセンター会長 殿
電気事業連合会会長 殿
電線工業経営者連盟理事 殿
社団法人電信電話工事協会会長 殿
社団法人日本機械工業連合会会長 殿
社団法人日本産業機械工業会会長 殿
日本自動車工業会会長 殿
社団法人日本ベアリング工業会会長 殿
日本伸銅協会会長 殿
日本紡績協会会長 殿
日本製糸協会会長 殿
日本羊毛紡績会会長 殿

社団法人日本石綿協会会長 殿
せんい強化セメント板協会会長 殿
社団法人日本船主協会会長 殿
社団法人日本造船工業会会長 殿
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長 殿
社団法人日本民営鉄道協会会長 殿
社団法人日本民間放送連盟会長 殿
日本肥料アンモニア協会会長 殿
全国農業協同組合連合会会長 殿
社団法人大日本水産会会長 殿
日本醤油協会会長 殿
ビール酒造組合 御中
日本火薬工業会会長 殿
社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長 殿
社団法人日本中小型造船工業会会長 殿
社団法人全国火薬類保安協会会長 殿
社団法人日本洗浄技能開発協会理事長 殿
日本鉄道車輛工業会会長 殿
日本製紙連合会会長 殿
全国段ボール工業組合連合会理事長 殿
全日本紙製品工業組合会長 殿
全日本紙器ダンボール箱工業組合連合会会長 殿
社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長 殿
全国生コンクリート工業組合連合会会長 殿
社団法人日本金属プレス工業協会会長 殿
社団法人日本鍛造協会会長 殿
社団法人日本鉄鋼連盟会長 殿
社団法人セメント協会会長 殿
社団法人日本砕石協会会長 殿
社団法人日本砂利協会会長 殿
社団法人日本建設業団体連合会会長 殿
社団法人全国建設業協会会長 殿
社団法人全国中小建設業協会会長 殿
社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長 殿
全国基礎工業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本土木工業協会会長 殿

社団法人建築業協会会長 殿
社団法人日本道路建設業協会会長 殿
社団法人日本電力建設業協会会長 殿
社団法人日本鉄道建設業協会会長 殿
財団法人建設業振興基金 御中
社団法人日本埋立浚渫協会会長 殿
社団法人日本電設工業協会会長 殿
社団法人日本空調衛生工事業協会会長 殿
全国管工事業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本塗装工業会会長 殿
社団法人日本左官業組合連合会会長 殿
社団法人日本鳶工業連合会会長 殿
社団法人全国建設専門工事業団体連合会会長 殿
社団法人プレハブ建築協会会長 殿
社団法人プレストレストコンクリート建設業協会会長 殿
全国建設業協同組合連合会会長 殿
社団法人日本橋梁建設協会会長 殿
社団法人全国クレーン建設業協会会長 殿
社団法人日本造園建設業協会会長 殿
社団法人日本海洋開発建設協会会長 殿
社団法人日本建設大工工事業協会会長 殿
社団法人日本建設業経営協会会長 殿
社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長 殿
社団法人日本造園組合連合会会長 殿
社団法人全日本トラック協会会長 殿
社団法人日本港運協会会長 殿
社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿
全国通運協会会長 殿
全国森林組合連合会会長 殿
全国素材生産業協同組合連合会会長 殿
全国木材組合連合会会長 殿
社団法人日本新聞協会会長 殿
日本百貨店協会会長 殿
日本チェーンストア協会会長 殿
日本生活協同組合連合会会長 殿
社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿

社団法人全国都市清掃会議会長 殿

社団法人全国警備業協会会長 殿

社団法人日本ゴルフ場事業協会理事長 殿

社団法人日本鑄造協会会長 殿

基 発 第 0401028 号
平成 20 年 4 月 1 日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、肝炎対策については、「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208003号、職発第1208003号）により協力を要請しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知を行うこととしました。

つきましては、貴団体の関係事業者に対して、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

別記 関係団体の長 名簿

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿
独立行政法人雇用・能力開発機構理事長 殿
社団法人日本歯科医師会会長 殿
社団法人日本作業環境測定協会会長 殿
社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿
財団法人産業医学振興財団理事長 殿
学校法人産業医科大学理事長 殿
社団法人日本ボイラ協会会長 殿
社団法人日本クレーン協会会長 殿
社団法人日本化学物質安全・情報センター会長 殿
社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長 殿
財団法人日本小型貫流ボイラー協会会長 殿
社団法人仮設工業会会長 殿
社団法人産業安全技術協会会長 殿
社団法人日本ボイラ整備据付協会会長 殿
財団法人安全衛生技術試験協会理事長 殿
社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿
社団法人全国登録教習機関協会会長 殿
社団法人全国労働基準関係団体連合会会長 殿
社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿
社団法人合板仮設安全技術協会会長 殿
財団法人全国安全会議議長 殿
社団法人全国建設業労災互助会理事長 殿
社団法人日本港湾福利厚生協会会長 殿
社団法人日本産業衛生学会理事長 殿
財団法人日本中小企業福祉事業財団理事長 殿
社団法人日本保安用品協会会長 殿
財団法人建設業福祉共済団理事長 殿
社団法人全国労働保険事務組合連合会会長 殿
全国社会保険労務士会連合会会長 殿
財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
財団法人全日本交通安全協会会長 殿
財団法人日本消防協会会長 殿
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 殿

財団法人あしたの日本を創る協会会長 殿
財団法人地方公務員安全衛生協会理事長 殿
社団法人日本産業カウンセラー協会会長 殿
財団法人21世紀職業財団会長 殿
財団法人港湾労働安定協会会長 殿
社団法人日本人材派遣協会会長 殿
財団法人高年齢者雇用開発協会会長 殿
首都高速道路株式会社社会長 殿
成田国際空港株式会社社会長 殿
独立行政法人都市再生機構理事長 殿
独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長 殿
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長 殿
東日本高速道路株式会社社会長 殿
中日本高速道路株式会社社会長 殿
西日本高速道路株式会社社会長 殿
阪神高速道路株式会社社会長 殿
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長 殿
独立行政法人水資源機構理事長 殿
独立行政法人緑資源機構理事長 殿
東京地下鉄株式会社社会長 殿
日本下水道事業団理事長 殿
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿
中央職業能力開発協会会長 殿
全国市長会会長 殿
全国町村会会長 殿
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 殿
社団法人日本薬剤師会会長 殿

基 発 第 0401029 号
平成 20 年 4 月 1 日

社団法人全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、肝炎対策については、「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について（依頼）」（平成14年6月21日付け基発第0621007号）及び「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」（平成16年12月8日付け基発第1208005号、職発第1208005号）により依頼しているところです。

今般、ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、改めて、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等に関する周知を行うこととしました。

つきましては、貴連合会の会員機関並びに総合精度管理事業参加機関に対し、下記事項につき周知方御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、肝炎ウイルス検査（以下「検査」という。）の意義を事業者及び労働者に周知するとともに、労働者に対しては、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
- 2 記の1の呼びかけに際しては、労働者に対し別添についても周知すること。
- 3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断の結果、肝炎ウイルス感染が疑われる場合には、当該労働者に対し、検査の意義を説明し、受診を促すこと。
- 4 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

肝炎ウイルス検査のお知らせ

肝臓は、
あなたが聞いてみなければ、
何も言わない。



肝臓は体の中で一番大きく、とても重要な臓器です。

肝臓では、2500億個の細胞が、日々血液の解毒や、栄養分の貯蔵などを行い、あなたの体を健康に保っています。

そんな肝臓のニックネームは、「沈黙の臓器」。

例えば肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。
あなたが「体がだるい」と気付くころには、その肝臓はかなりの重症になってしまっています。

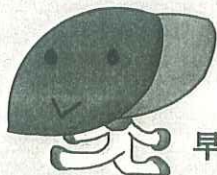
もしかすると、肝硬変や肝がんといった病気に進行しているかも…。

でも大丈夫。肝炎の原因であるウイルスは、検査で分かります。*

肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、
肝炎が悪化するのを予防することが可能です。

*肝炎のほとんどは、肝炎ウイルスによって起きる「ウイルス性肝炎」です

とにかく一度
検査を受けてみてください。



早期発見、早期治療！

検査を受けるには？

肝炎の検査を受けるには？



【どんな検査？】

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査で判断します。
採血だけなので短時間で済み、また、数週間で検査結果をお知らせできます。

※感染後は3ヶ月ほどたたないと、陽性にならないこともあります。

【どこで受けられるの？】

検査を受診する機会は、以下のようなものがあります。

- ・お住まいの市町村での地域検診
- ・お住まいの都道府県等の保健所での検診

具体的な実施日程や費用などは、それぞれの実施主体(下線部)によって異なりますので、別途お問い合わせください。

※肝炎についてもっと知りたい方は「一般的なQ & A」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>

(このパンフレットに関するお問い合わせ先)

●厚生労働省健康局

TEL:03-5253-1111(月～金曜日、9時半～18時)

URL:<http://www.mhlw.go.jp/>

●ウイルス肝炎研究財団(病気の相談)

URL:<http://www.vhfj.or.jp/> Mail: vhfj@jeans.ocn.ne.jp

(製作) 厚生労働省健康局



このパンフレットは、平成20年3月時点のものです。